平成２７年（フ）第１３１号
愛媛県松山市衣山４丁目819番地１　西岡第一ビル301号
債務者　庭瀬真奈美
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３４号
愛媛県松山市山越１丁目２番10号　オレンジハイム三好105号、住民票上の住所愛媛県松山市安城寺町107番地　コーポ久枝105号
債務者　滝川　千穂
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５３号
愛媛県松山市萱町４丁目３番地19
債務者　大亀　真吾
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４８号
福岡県飯塚市伊岐須176番地２　市営千手住宅17棟176号
債務者　松久　裕光
1　決定年月日時　平成27年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第４９号
福岡県飯塚市伊岐須176番地２　市営千手住宅17棟176号
債務者　松久　美樹
1　決定年月日時　平成27年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第３４号
福岡県田川郡福智町赤池470番地５　県営赤池住宅１棟105号
債務者　高濱　由美
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第３６号
福岡県田川郡香春町大字中津原2169番地
債務者　梶原　建馬
1　決定年月日時　平成27年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第６５号
佐賀県伊万里市大川町大川野2892番地１
債務者　池田　昂平
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第１７０号
宮崎市大字瓜生野2986番地１
債務者　大田　禮子
1　決定年月日時　平成27年７月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２６号
宮崎県日南市飫肥３丁目２番８号
債務者　徳地　隆一
1　決定年月日時　平成27年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２７年（フ）第３３号
宮崎県都城市下川東２丁目3372番地　県営川東団地57－２－13
債務者　原口　智子
1　決定年月日時　平成27年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第４４号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山3989番地１
債務者　福留　弘子
1　決定年月日時　平成27年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第８５号
釧路市芦野５丁目７番11号　エスコート芦野207
債務者　齊藤かおる
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第５２号
茨城県取手市戸頭３丁目24番22―101号
債務者　大塚　恵子（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第８３号
茨城県北相馬郡利根町もえぎ野台４丁目６番地８
債務者　林　　典子
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第９３号
茨城県取手市井野台３丁目21番１―308号
債務者　福島　浩二
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第９７号
茨城県龍ケ崎市佐貫町324番地４　コスモ佐貫305号室、前住所千葉県印西市大森4428番地３
債務者　森　　清美
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係